

## (案)

※本実施要領は令和4年度予算成立前のものであり、  
今後変更される可能性があります。

### 介護の日本語学習支援等事業実施要領

#### 1 目的

外国人介護人材が介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

#### 2 実施主体

実施主体は、介護の日本語学習支援等事業実施団体公募要領により採択された団体（以下「事業実施団体」という。）とする。

#### 3 事業内容

事業内容は、以下に掲げるもののほか、外国人介護人材の日本語学習支援等に必要な内容とする。なお、必要に応じて、有識者等から専門的な意見を求めながら事業内容の検討を行うこと。

##### (1) 自己学習のための WEB コンテンツの開発・運用等

###### ア WEB コンテンツの開発・運用

介護現場で就労（予定を含む）する外国人介護職員や介護に興味・関心がある外国人（以下「外国人介護人材」という。）が、介護の日本語学習を自律的かつ計画的に行うことができるようにするための WEB コンテンツを開発するとともに適切な運用を行う。なお、WEB コンテンツは入国前の外国人介護人材も利用できるものとする。

###### イ WEB コンテンツ内容

WEB コンテンツの内容は以下のとおりとする。

###### (ア) 介護の日本語学習

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考えられる介護の日本語を効果的に学習できる内容とする。

###### (イ) 日本語学習

例えば技能実習生については、入国後1年以内に日本語能力試験N3相当の取得を目指すための内容とするなど、受講者のレベルに見合った日本語学習ができる内容とする。

## (案)

### ウ 周知・広報等

WEB コンテンツの運用にあたっては着実に利用者数を獲得していく観点から外国人介護人材や受入施設等への周知・広報を実施するとともに、WEB コンテンツの活用促進を図るための取組を積極的に行う。

### エ WEB コンテンツ活用状況の管理等

WEB コンテンツ利用者の学習進捗状況や学習時間等の管理を、利用者自ら行うことができるようにすること。また、利用者の学習状況に応じて、学習方法等の助言を行う機能を付与するなど、利用者が効果的に学習できるようにすること。

なお、利用者のドロップアウトを防止する観点から、継続的に WEB コンテンツが利用される仕組みを導入すること。

### オ 学習効果の分析

WEB コンテンツ利用者の活用状況等を踏まえ、WEB コンテンツを活用した場合の学習効果等を把握するための分析を行い、分析結果をまとめること。分析は、介護、日本語及び e-ラーニング教育分野等の有識者から専門的な意見を求めるとともに、専門的な機関に分析業務を委託して実施するなど、適切な手法により行うこと。なお、実施方法については、福祉人材確保対策室と協議の上、決定すること。

### カ 利用者からの意見収集等

WEB コンテンツの利用者から WEB コンテンツの使い勝手等に関する意見を収集の上、整理すること。また、収集した意見等を踏まえ、運用改善に効果的と考えられるものについては、福祉人材確保対策室と協議の上、必要に応じてシステム改修を行うこと。

### キ 福祉人材確保対策室への報告

事業実施主体は、WEB コンテンツ運用状況（利用者数、利用者基本属性、利用者の学習状況、各コンテンツの活用状況、個々の学習時間、利用者からの意見、運用上の課題）について、定期的に福祉人材確保対策室に報告すること。なお、福祉人材確保対策室から求めがあった場合は速やかに必要事項を報告すること。

## (2) 介護分野の特定技能外国人に係る試験の学習用テキスト等の作成・翻訳

- ・ 介護分野における特定技能 1 号の在留資格で受け入れる外国人の介護の技能水準を評価するための試験（以下「介護技能評価試験」という。）及び介護の日本語能力を評価するための試験（以下「介護日本語評価試験」という。）の学習用テキストについて、今後、介護技能評価試験・介護日本語評価試験の実施が想定される国の公用語に対応し、作成・翻訳するこ

## (案)

と。なお、学習用テキストの内容については、「介護の特定技能評価試験学習テキスト（公益社団法人日本介護福祉士会）」に準拠したものとする

- ・ 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人介護人材を対象にした学習教材の作成・翻訳を行うこととし、その内容については「外国人のための介護福祉士試験一問一答（公益社団法人日本介護福祉士会）」に準拠したものとする
- ・ 外国人が介護福祉分野における専門用語を学ぶための学習教材の作成・翻訳を行うこととし、その内容については「外国人のための介護福祉専門用語集（公益社団法人日本介護福祉士会）」に準拠したものとする

なお、翻訳の質を確保する観点から、学習用テキスト等で取り扱う用語の均一化を図るため、翻訳の実施に当たっては内容を精査すること。

### (3) 技能実習指導員を対象にした講習会の開催

技能実習の指導を担当する技能実習指導員に対して、移転すべき技能の理論や指導方法など技能実習指導員に必要な知識・技術を修得させるための講習会を開催する。講習会は、講義（座学）のみならず、演習を取り入れて行うこと。なお、技能実習制度本体の運用等も踏まえ、オンライン等の集合形式以外の方法でも実施可能となるよう検討するとともに、福祉人材確保対策室と協議のうえ、必要に応じて実施方法の変更を行うこと。

また、事業実施団体は、当該講習会の課程を修了した者に対し修了証を交付するとともに、当該講習会の終了後、福祉人材確保対策室に講習会修了者名簿を電子媒体で提出すること。

なお、事業実施団体においても、当該講習会の受講生等から事後的な照会等に対応できるよう、修了者名簿を適切に管理すること。

### (4) その他必要な取組

上記（1）から（3）までの取組のほか、外国人介護人材の円滑な就労・定着に資する観点から必要な取組をすることができる。

## 4 国への報告・協力体制

実施団体は、上記3に基づく業務の実施計画や進捗状況について定期的に福祉人材確保対策室に報告するとともに、福祉人材確保対策室から求めがあった場合は、速やかに必要事項を報告すること。

また、事業の実施にあたっては、福祉人材確保対策室と定期的な連絡及び協

## (案)

議をしながら進めること。

### 5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

### 6 留意事項

本事業に関して知り得た秘密を福祉人材確保対策室の了解無しに漏らし、又は当該事業以外の目的に使用してはならない。当該事業を中止し、廃止し、若しくは完了し、又は当該事業を取り消された後も同様とする。